

令和5年12月橋本市議会定例会会議録（第6号）

令和5年12月15日（金）

議事日程第6号

令和5年12月15日（金） 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 日程第3 議案第13号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第15号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 請願第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願について
- 日程第11 請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願について
- 日程第12 議案第40号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第30号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第14 議案第31号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第32号 令和5年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第33号 令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第34号 令和5年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第35号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第36号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第37号 令和5年度橋本市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第38号 令和5年度橋本市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第39号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第23 委員会提出議案第1号 水道事業の基盤強化のための財政支援の拡充を求める意見書について
- 日程第24 委員会提出議案第2号 国庫補助制度の拡充と創設を求める意見書について
- 日程第25 委員会提出議案第3号 持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書

について

日程第26 委員会の閉会中の継続調査の件

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について から、日程第5 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について まで
- 日程第6 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について から、日程第9 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について まで
- 日程第10 請願第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願について
- 日程第11 請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願について
- 日程第12 議案第40号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について から、日程第22 議案第39号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算（第4号）について まで
- 日程第23 委員会提出議案第1号 水道事業の基盤強化のための財政支援の拡充を求める意見書について から、日程第25 委員会提出議案第3号 持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書について まで
- 日程第26 委員会の閉会中の継続調査の件
-

議員定数 18名

出席議員 18名

1番 森下伸吾君	2番 板橋真弓君
3番 岡本喜好君	4番 梅本知江君
5番 阪本久代君	6番 高本勝次君
7番 岡弘悟君	8番 田中博晃君
9番 堀内和久君	10番 垣内憲一君
11番 岡本安弘君	12番 小林弘君
13番 田中和仁君	14番 南出昌彦君
15番 辻本勉君	16番 土井裕美子君
17番 石橋英和君	18番 中本正人君

説明員職氏名

市長 平木哲朗君	副市長 小原秀紀君
教育長 今田実君	病院事業管理者 古川健一君
総合政策部長 土井加奈子君	総務部長 井上稔章君
経済推進部長 北岡慶久君	健康福祉部長 久保雅裕君
農業委員会事務局長	

危機管理監 廣畑 浩君
会計管理者 大岡 久子君
教育部長 堀畑 明秀君
病院事務局長 池之内 正行君
監査委員事務局長 櫻井 康雄君
政策企画課長 中岡 勝則君

建設部長 西前 克彦君
上下水道部長 堤 健君
消防長 永井 智之君
選挙管理委員会事務局長 藤岡 栄次君
財政課長 三浦 康広君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福井 直記
書記 諸田 泰己

議会事務局次長 笹山 奨

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君) おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君) これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。市長から、令和5年12月11日付、橋総第322号をもって、追加議案11件が、総務経済委員会委員長 南出君から、令和5年12月8日付をもって議案3件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君) これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番 岡君、12番 小林君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について から、日程第5 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件

○議長(森下伸吾君) 日程第2 議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について から、日程第5 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長 14番 南出君。

[14番(南出昌彦君) 登壇]

○14番(南出昌彦君) 皆さん、おはようございます。それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月7日の本会議において本委員会に付託された、議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について、議案第13号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月8日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第10号は、住民訴訟の判決等により市長等が市に対し賠償責任を負った場合、当該市長等が対象の職務に対し善意でかつ重大な過失がないときは、その賠償責任を最低負担額に限定するものである。

委員から、重大な過失があるかどうかの判断について ただしがあり、裁判の中で判断される との答弁がありました。

議案第13号は、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を使用して住民票及び印鑑登録証明書を交付する場合の手数料について、マイナンバーカードの普及を促進するため、窓口交付の場合の1枚300円に対し、1枚200円に設定していたが、一定の成果を得たと判断したことから、1枚300円に統一するものである。

委員から、物価や人件費が上昇している中、平成20年6月以降1枚当たりの発行手数料が据え置かれているが、発行に係るコストに対する手数料の適正価格について ただしがあり、行政改革を進めており、各種証明書の発行手数料を精査し、必要があれば見直していく との答弁がありました。

議案第28号は、やどり温泉いやしの湯について、指定管理期間が令和6年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者であるSCRUMきのくに株式会社の1法人のみ申請があり、本法人について指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたので、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、施設、設備の老朽化と存続について ただしがあり、経年劣化により修繕費が年々増加しており、具体的な費用を想定するなど、今後関係部局と協議しながら取り組んでいく との答弁がありました。

年間利用者数について ただしがあり、宿泊者数で見ると、コロナ禍により令和2年度は1,751人、令和3年度は1,740人だったが、令和4年度は2,363人となり、増加傾向であるとの答弁がありました。

事業者の努力により自主事業の収支はプラスだが、指定管理となる施設事業はマイナスになっているため、指定管理料の設計を見直すべきではないか とのただしがあり、人件費や電気代等が高騰しているため、事業者と協議し今後検討していく との答弁がありました。

議案第29号は、橋本市地場産業振興センターについて、指定管理期間が令和6年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である高野口町商工会の1法人のみ申請があり、本法人について指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたので、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上で委員長報告とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。
○議長(森下伸吾君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について から、日程第9 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件

○議長（森下伸吾君）日程第6 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について から、日程第9 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）おはようございます。よろしく願いいたします。それでは報告させていただきます。

去る12月7日、本会議において本委員会に付託された、議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第15号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第12号は、地方税法施行令の改正に伴

い、出産被保険者の産前産後の期間における保険税の減免措置を実施するための所要の改正を行うものである。

委員から、死産、流産、中絶の場合の出産予定月の取扱いについて ただしがあり、その事象があった月を出産予定月として取り扱う との答弁がありました。

届出の周知について ただしがあり、広報紙、ホームページ、子育て世代包括支援センターでの案内をはじめ妊娠届、出生届、出産育児一時金交付状況を把握し、もれのないようにする との答弁がありました。

議案第15号は、平成8年に事業着手した橋本駅前周辺の中心市街地第一地区土地区画整理事業が令和3年7月9日付換地処分公告により事業の竣工を迎え、令和4年度をもって清算金の徴収交付事務も終了したことから、本事業に係る関係条例の整理を行うものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

議案第26号は、高野口こども園について、指定管理期間が令和6年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である社会福祉法人子どもの家福祉会の1法人のみ申請があり、本法人について指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたので、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、10年間の物価高騰への対応について ただしがあり、物価高騰分については国の定める公定価格に反映される との答弁がありました。

老朽化対策について ただしがあり、必要かつ緊急的な修繕は園と相談の上進め、大規模修繕についても、令和10年度以降で検討したい との答弁がありました。

議案第27号は、橋本市産業文化会館及び橋本市温水プールについて、指定管理期間が令和6年3月末に満了することに伴い、現在の指定管理者である公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社に更新の意思を確認し、指定管理者検討会議において審査し、評価も高かったため、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間の指定管理者として指定するものである。

委員から、指定期間が3年から2年になった理由について ただしがあり、内部改修を検討する中で、プール施設の改修の際はプール施設全体の利用ができなくなることを考慮したため との答弁がありました。

以上で報告を終わります。ご賛同のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(森下伸吾君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方はいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論に入ります。

討論する方はいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号の討論に入ります。

討論する方はいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 請願第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願について

○議長(森下伸吾君)日程第10 請願第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長 14番 南出君。

〔14番(南出昌彦君)登壇〕

○14番(南出昌彦君)それでは、総務経済委員会委員長報告、させていただきます。

去る12月7日の本会議において本委員会に付託された、請願第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願についてを審査するため、12月8日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第3号の趣旨は、国に対し、世界保健機関(WHO)総会で行われているパンデミックの予防、備え及び対応(PPR)に関するWHOの新たな法的文書、いわゆるパンデミック条約の草案及び国際保健規則(IHR)の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を分かりやすく国民に周知すること並びに議員や有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続きを早期に開始することを求めるものである。

委員から、請願紹介議員に対し、条約の草案等は英文で記載されているため、日本語に

訳した際に解釈の相違がある。請願書の加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼす懸念があるという内容の正確性を判断するのは困難であることについて ただしがあり、外務省のホームページでは協議内容が英文で掲載されているため、本請願は、国に対し、日本国民に分かりやすい情報提供をすることを求めている との答弁がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）暫時休憩いたします。

（午前9時50分 休憩）

（午前9時51分 再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ただ今の委員長報告に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

この委員長報告、去る12月7日の本会議において本委員会に付託されました、請願第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願についてを審査するため12月8日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、その点について誤りがありましたので訂正させていただきたいと思えます。おわび申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（森下伸吾君）ご了承願います。

ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 岡本君。

〔3番（岡本喜好君）登壇〕

○3番（岡本喜好君）おはようございます。賛成の立場でお話をさせていただきます。

まず、この意見書の主眼についてです。パンデミック条約の締結と国際保健規則の改正は、国民の権利や生活に大きく関わる可能性のある法的拘束力を持つ条約というものであり、世界で、来年6月、期限を決めて担当の官僚の方が話し合いに行っているのに、ずっと大臣、国会議員さえもよく知らないという状況でまずございました。国会のある議員が担当の外務官僚にヒアリングを申込み、パンデミック条約と国際保健規則改正等の経緯、進捗を説明する機会があり、それを機によく外務省のホームページに載ったものでございます。

しかし、その資料、先ほど委員長からありましたけれども、現在もサイトには英文のまま、日本語訳も出ていない状況でございます。これは民主国家としてあり得ない状況ではないかと思えます。まずは、反対とか賛成の前に、国会議員をはじめ国民に情報を開示してほしい。どうなっているのか知らせてほしい。外務省、厚生労働省、政府のこの姿勢に意見をする趣旨であることを理解していただきたい。

文教厚生建設委員会では審議し、賛成少数となりましたけれども、政府は常に正しいとは限りません。いつもやるべきことをできているわけでもございません。政府が一生懸命仕事されている中でも、政府を全て信頼して

任せておけばよいという姿勢ではなく、意見をすべきことをしないといけないのではないのでしょうか。行政サービスの状況をチェックするのが議員の責務でございます。国会議員も知らされていないならば、地方からでも国民や議員がチェックし、やるべきことをやってもらう。これが意見書の意義ではないのでしょうか。

情報開示しない。国会議員にも知らせない。曖昧な答えしかない。ホームページに日本語訳も載せない。こういう姿勢を許していいのでしょうか。市民を代表する議員として、このような意見書の意義に反対される姿勢は市民に理解されるのでしょうか。外務省や厚生労働省が記者会見をすとか、国会議員や各自治体に状況説明と今後のスケジュールを示した文書を通すだけでもよいと思います。これをやらないのは政府の怠慢であり、民主主義たる日本の国の形として地方議会が意見をすることは当然ではないのでしょうか。

議員の皆さまには再度考えをいただきまして、反対、賛成の前に、国会議員はじめ国民に情報を開示してほしい、政府の非民主的な姿勢に意見をすることを理解いただきまして、この意見書を国に送っていただきたく、ご賛同のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）すみません、先ほどの文教厚生建設委員会とありましたところ、総務経済委員会の誤りでございます。失礼いたしました。

○議長（森下伸吾君）ご了承願います。

次に、採択することに反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択と決しました。

日程第11 請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願について

○議長（森下伸吾君）日程第11 請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）報告させていただきます。

去る12月7日、本会議において本委員会に付託されました、請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願について を審査するため、12月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

請願第2号の趣旨は、子どもたちへの食育の推進及び子育て家庭の経済的負担の軽減により、子どもたちの健やかな成長を促進するため、市に対し令和5年9月から3か月間実施した学校給食費（保護者負担分）の無償化を継続実施することを求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、無償化に必要な財源年間1億6,000万円の捻出についてただしがあり、紹介議員からの提案は難しいが、橋本市としてどの施策に重点を置くかど

うかということだと認識しているとの答弁がありました。

当局に対し、国や県に給食費無償化の補助制度ができた場合、市負担分の財源を確保し実施するのかとのただしがあり、補助制度ができれば恒久財源が確保できるので、市として実施する必要があると考えるとの答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、給食費無償化の継続については市民の強い気持ちであり、議会としても同じ思いであることを示すためにも本請願を採択すべきと考え賛成とするとの討論がありました。

ご賛同のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第12 議案第40号 橋本市職員の給与

に関する条例等の一部を改正する条例について から、日程第22 議案第39号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算（第4号）について までの11件

○議長（森下伸吾君）日程第12 議案第40号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について から、日程第22 議案第39号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算（第4号）について までの11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

それでは、本日、追加提案させていただきました議案についてご説明いたします。

今回追加議案といたしまして、令和5年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各補正予算案件が10件、条例案件が1件、合計11件を提案させていただきました。

議案第30号から議案第39号までは、一般会計、特別会計、企業会計の各補正予算でございます。

今回の補正額は、一般会計で8億7,373万6,000円、国民健康保険特別会計などで748万3,000円、企業会計で6,689万2,000円、全会計での補正総額といたしましては9億4,811万1,000円となっております。

まず、議案第30号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第8号）は、去る11月29日に国会において成立した国の補正予算のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業実施のために必要な予算の補正及び令和5年の人事院勧告による官民格差の是正措置として、正規職員及び会計年度任用職員の給与、報酬等の予算を補正するものでございます。

歳出の主なものをご説明申し上げますと、

民生費において、国の交付金を活用し、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、非課税世帯を対象に、1世帯当たり7万円の給付金を給付する物価高騰対策支援事業として5億1,824万円を予算計上するとともに、65歳以上の市民を対象に、物価高騰に対する生活支援として、一人当たり5,000円を現金給付する高齢者生活支援給付事業として1億4,471万6,000円を予算計上いたしました。

また、子育て世帯の物価高騰に対する生活支援として、今年度中に18歳になるまでの子どもに一人当たり5,000円分の地域通貨を給付する子育て世帯生活支援給付事業として4,728万4,000円を予算計上いたしました。

以上が一般会計の主なものでございます。

次に、議案第31号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第39号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算（第4号）までは、特別会計、企業会計の各補正予算ですが、これらは令和5年の人事院勧告による官民格差の是正措置として、正規職員及び会計年度任用職員の給与、報酬等の予算を補正するものでございます。

議案第40号は、橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、令和5年の人事院勧告に官民格差の是正措置として、行政職俸給表を引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.40月分から4.50月分に0.1月分を引き上げるものでございます。人事院勧告の趣旨を踏まえ、県内の他の自治体の動向も勘案した結果、正規職員及び会計年度任用職員について、令和5年4月に遡及して適用いたします。特別職、議員の期末手当につきましても同様でございます。

また、会計年度任用職員に令和6年度から

勤勉手当を支給する改正を併せて行うものでございます。

以上、議案11件についてご説明申し上げました。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）市長の説明が終わりました。

これより議案第40号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別

に行います。

補正予算説明書の令和5年度一般会計補正予算(第8号)の7ページをお開きください。

まず、1款議会費、2款総務費、7ページから16ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ありませんので、1款、2款を終わります。

次に、3款民生費、15ページから26ページまで、質疑ありませんか。

8番 田中君。

○8番(田中博晃君)お願いいたします。主なもので見たほうが分かりやすいかと思いますが、これ、20ページ、24ページに交付金に要する内容が載っておるんですけども、まずこれ、現金と地域通貨に分けられた根拠。どういったところで分けられたのかということ、特に地域通貨でやった場合に、申請方法はどないなってくるのか。例えば世帯主が申請せんなんのか、そういった場合、DV等で避難されている方についてはどうするのか、スマホを持ってない方はどうするのかというところ。

それと、一番確認したいのが、これ、分けることによって手数料、結構ようけかかってきます。例えばコールセンターで1,300万円、システム構築で約2,000万円、これが現金のほう。片や封入封緘手数料、これは50万円か。こういうところで、もしかしたら現金に一本化したほうが市の持ち出しが思い切り少ないん違うかというふうに想像できるんですけども、そういった部分も含めて説明願います。

○議長(森下伸吾君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(久保雅裕君)ただ今のご質問にお答えします。

まず現金と地域通貨の根拠でございますが、こちらにつきましては、高齢者の地域通貨の普及率とそれから若人のスマートフォンの所

有率等を勘案したところ、やはり若人のほうがほぼ100%に近いというようなスマートフォンの所有の実績というか、国の調査の報告もございます。そういったところで、若人につきましては、ほぼ地域通貨が使いこなせるのかなというふうに思っています。また、高齢者につきましては、やはり70歳以上になってきますとスマートフォンの所有率が極端に減ってくるということで、そういった方の申請等を鑑みますと現金給付というふうに考えております。

申請方法につきましてはですけども、まず、子ども世帯につきましては、こちらで名簿がございまして、その子ども宛て(保護者さま)ということで、子ども宛てに全ての方にお送りさせていただくこととなります。そちらの封筒の中に地域通貨を読み取る2次元バーコードを備えまして、それを読んでいただくことによって地域通貨の中に5,000ポイントが入っていくという仕組みになっております。またDV等、配慮が必要な方につきましては、こちらのほうで情報等も日頃から共有しておりますので、そちらの方につきましては個別の対応でしていきたいと思っています。

また、やり方、方法が違うことで手数料等がより高くなっているのではないかとこのところでございますけれども、例えば7万円とそれから高齢者の5,000円につきましては、できる限り事務費の負担を抑えるために、業者等と協力しながら事務費の抑制に努めていきたいと思っております。また、コールセンター等の職員につきましても、繁忙期また閑散期の度合いに応じまして弾力的に人数の割当てを抑えまして、支出の抑制に努めたいと思っております。

現金に一本化したほうがよかったのではないかとこのところでございますけれども、やはり、より迅速にまずは届けたいというところ

ろから、まず若人につきましては地域通貨を利用させていただいて、それから高齢者につきましては現金ということをお願いしたいと思います。また、スマホを持っていない方につきましては、個別に相談に応じさせていただいて、もう全く昔の旧型の携帯電話しか持っていない方につきましては、商品券等で別途対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）これは18ページと20ページと24ページにまたがるので、地方創生臨時交付金の件なんですけど、18ページの物価高騰対応支援給付事業の一人当たり7万円の分なんですけども、これは対象が令和5年の12月1日時点ということなんで、あとは、残りの二つは令和6年の1月1日時点になるんで若干遅れてくるのは仕方がないと思うんですが、この12月1日時点での住民登録のある方の関係でいきますと、十分把握できているし、前回は渡しているんでプッシュ型でいけると思うんですが、この辺、年内に支給というのは可能なのかどうか。本年度内と違うね、年内、12月末までに支払いが可能なのかどうか。できれば12月末までに入れてあげてほしいなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のおただしにお答えします。

私どもも年内支給をめざしておるところでございますけれども、これから議決をいただいて、その後システム改修等を鑑みますと、年内の支給というのがなかなか難しいところでございます。おただしのとおりプッシュ式で行います。

前回6月に3万円の給付金を支給されて、その後、世帯員の異動がない非課税世帯につ

きましては、日程的なこととございますけれども、1月17日の発送となります。お知らせということで17日に発送させていただいて、2週間何も、それで承諾していただけるという意向調査になるんですけれども、なければ2月9日前後に支給させていただくということになります。また、生活保護の方につきましては、口座等が既に情報がありますので、1月の末を目標にお支払いをさせていただくということになります。また、その後、6月以降で住民票の中に異動があったとか6月以降で非課税になったという、別途そういう方につきましては、電算抽出後、1月の下旬に送らせていただいて、その後の対応というふうなスケジュールとなっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）24ページの子育て世帯のほうの支援給付金事業なんですけど、先ほどのでだいたい順番とかは分かったんですが、地域通貨ということは、地域通貨を使えるところでしか使えないということになると思うんです。今、プレミアムの場合は地元しか使えないとかっていろんなことをされていますけれども、この場合の地域通貨というのは、地域通貨が使えると登録されているところ全部で使えるというものなんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

現在地域通貨の登録業者というのが340弱ございます。こちらの業者に地域通貨の利用をお願いさせていただいて、6月の末まで使えるようにということでこちらのほうを今考えております。4月1日までに生まれた方を対象としておりますので、その方たちにも必ず行き届くようにということで、使用期間を

6月末までご利用していただいて、340弱のお店のほうで使っていただきたいというふうに考えております。

○議長(森下伸吾君)ほかにございませんか。

13番 田中君。

○13番(田中和仁君)地域通貨、24ページについてお尋ねします。市民の間から、私も確認は取れておりませんが、2回使えたとか、地域通貨に対するシステムの脆弱性を突いたようなうわさ、あくまでうわさですけども、がございます。この発生状況と、それから現在の対応についてお尋ねします。

○議長(森下伸吾君)政策企画課長。

○政策企画課長(中岡勝則君)今現在皆さんにご利用いただいておりますハシモ、地域通貨でございますが、1人携帯電話の番号1回線に対して1万円を上限という仕組みで3,000円のプレミアム分を付与するという形で運用しております。当初、ベンダーという会社のほうの説明でいうと、1万円を上限に携帯電話の番号を登録するので重複することはないと思っていたんですけども、一部、やり方によっては、一旦もう一度買ってしまうという状況が発生したというのが現在ございます。ただ、それについては、携帯電話の番号をもって登録しますので、そのリストを毎日チェックしております。ですので、重複した場合は連絡を取って、そういった内容をお伝えした上でご了解いただいているという対応を現在取っております。

今回5,000円のポイントですけども、先ほど、健康福祉部長からQRコード、2次元コードを基に付与するというお話があったと思うんですけども、それについては、1回付与するとその権利がなくなってしまうので、そういった仕組みで運用していきたいというふうに思っております。

○議長(森下伸吾君)ほかにございませんか。

6番 高本君。

○6番(高本勝次君)私も同じところなんですけども、24ページのところで、今、続けて質問されているところなんですけども、そこで以前、学校給食費3か月間無償されたときに要った経費が4,583万2,000円ということで、今回この18歳の予算でいうと4,728万4,000円ということで、3か月間のときは4,583万2,000円であって、今回は4,728万4,000円とほぼ近い金額になっているんです。

それでお聞きしたいんですけども、学校給食費無償化は前回3か月無償化されたんですけども、市民の強い要望があつてそうなったんですけども、ほぼ金額的に近いので、今回学校給食費無償化にしてはどうかというような議論はなかったんですか。

○議長(森下伸吾君)総合政策部長。

○総合政策部長(土井加奈子君)前回給食費3か月分の無償化と同程度だということで、議論がなかったかということをおたのしみいただいているかと思うんですけども、給食費につきましては、小・中学生のみとなっております。今回の対象者は年度末18歳までの方を対象に給付させていただきますので、対象者が広がっている。そういうところに給付させていただけるものと考えております。

○議長(森下伸吾君)6番 高本君。

○6番(高本勝次君)それは分かっております。今回のこの予算を見たら高校生までで分かっているんですけども、やっぱり強い要望があつただけに、給食費の件については、そういう意味では、検討していただけるようになったような話にならなかったのかということで、対象はやっぱり子どもが対象なんで、そういう意味でお聞きしたわけです。

○議長(森下伸吾君)総合政策部長。

○総合政策部長(土井加奈子君)給食費につきまして、前回3か月無償化させていただ

たところなんですけれども、今回は子育て世代と、それから高齢者に対しての生活支援ということをしていただきましたので、今回については、この事業を優先とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、3款を終わります。

次に、4款衛生費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、10款教育費、25ページから50ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

5ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第8号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号から議案第39号までの9件について、質疑を行います。

一括して行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第31号から議案第39号までの9件については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、議案第31号から議案第39号までの9件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

議案第31号から議案第39号までの9件について一括して行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ

いて から、議案第39号 令和5年度橋本市病院事業会計補正予算(第4号)について までの9件を一括して採決いたします。

議案第31号から議案第39号までの9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、議案第31号から議案第39号までの9件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 委員会提出議案第1号 水道事業の基盤強化のための財政支援の拡充を求める意見書について から、日程第25 委員会提出議案第3号 持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書について までの3件

○議長(森下伸吾君)日程第23 委員会提出議案第1号 水道事業の基盤強化のための財政支援の拡充を求める意見書について から、日程第25 委員会提出議案第3号 持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書について までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
総務経済委員会委員長 14番 南出君。

〔14番(南出昌彦君)登壇〕

○14番(南出昌彦君)それでは、意見書について説明をさせていただきたいと思います。

水道事業の基盤強化のための財政支援の拡充を求める意見書について。

水道事業においては、全国的に人口の減少や節水意識の向上、節水機器の普及による需要量の減少に伴い料金収入が減少している。また、一方では、施設、管路の老朽化及び耐震化等による更新需要の増大に伴う費用が上昇しており、今後ともこの状況は続くものと考えられる。さらに、職員数も減少傾向にあ

り、長期的な視野に立った職員の確保や技術継承など、様々な課題が山積している状況にある。

橋本市においては、これらの課題を解決するため、民間活用による業務の効率化を図るとともに、水需要に見合った施設、管路のダウンサイジングや水源の再編成、施設の統廃合や広域連携等によるスケールメリットを生かした経営基盤の強化等を検討している。

これら課題解決のための検討事項に加え、先端技術の導入は、将来にわたって水道事業経営の効率化、経費削減につながると考えられるが、初期投資や更新にかかる費用が大きな負担となる現状がある。

このような現状はあるものの、スマートメーター導入については、経営の効率化による水道事業の基盤強化はもとより、検針員のなり手不足解消や漏水箇所の特定制、高齢者等の見守りサービスにも活用できる面もあるため、先端技術を用いた設備の導入に係る水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業の交付金交付率の引上げについて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先については、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣とさせていただきたいと思います。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

続きまして、第2号、国庫補助制度の拡充と創設を求める意見書について説明させていただきます。

水道施設や水道管路の事故は、長期にわたり広範囲の断水につながる可能性があり、一たび発生すると市民生活や社会経済活動に深刻な影響を与える。

橋本市では、市の中央部を流れる一級河川

紀の川を横断する送水管をはじめ、高低差が大きく起伏に富む地形特性から道路や鉄道を水管橋、橋梁添架管で横断する基幹管路を有することから、水の安定供給を維持する上でそれら施設の複線化は喫緊の課題である。

近年、河川を横断する導水管及び水管橋の複線化事業が創設されたものの、本市においては、採択基準である既設管路が破損した場合に5万人以上が断水の影響を受けることの人口要件で事業の適用除外になっており、給水人口の減少や節水機器の普及により、一層厳しさを増す本市の水道事業経営の現状では、膨大な費用と期間を要するこれら水道施設の更新、充実は非常に困難である。また、国が推進する管路の耐震化についても相当な期間を要することから、地震等の災害対応として応急給水資機材等の整備が急がれている。

このような事情を有する自治体は、全国的にも決して少なくない。ついては、国において、下記事項について早期に措置されるよう要望する。

1. 河川を横断する導水管及び水管橋の複線化事業に係る採択基準の人口要件を地域の実情に合わせて緩和すること。また、道路や鉄道上部を横断する水管橋、橋梁添架管の複線化についても支援策を拡充すること。

2. 災害時における簡易給水タンクや緊急用浄水装置など応急給水資器材等の整備に対する支援策を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

三点目、第3号について説明させていただきます。

きます。持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書。

平成26年に国から示された汚水処理施設整備の10年程度をめどに概成する方針を受け、橋本市においては、汚水処理方式全般について、それぞれの特性や費用対効果などを踏まえ、その役割分担の適正化に向けて検討を行った結果、下水道処理計画区域を縮小し、下水道と比肩する存在になっている合併処理浄化槽による処理区域を拡大するという方針転換を行った。

国においては、平成30年度より、くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を目的に、従来の本体設置に係る補助に加え、配管設備が補助対象に拡充されたが、一方で汚水処理未普及解消につながらない場合は、補助の対象外となっている。

合併処理浄化槽本体の耐用年数は20年から30年と言われており、今後、老朽化に伴う更新の増加が見込まれるが、現行の制度では国からの補助を受けることができない状況である。

合併処理浄化槽による汚水処理は、使用者の適正な維持管理に委ねられており、費用負担を理由に浄化槽の適正な更新が行われなくなることが懸念される。

ついては、持続可能な汚水処理の実現に向け、平成30年度まで交付されていた合併処理浄化槽の更新に係る循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）を復活されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、農林水産大臣。

以上、説明とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(森下伸吾君)説明が終わりました。
これより委員会提出議案第1号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託いたしません。
これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。
これより委員会提出議案第1号 水道事業の基盤強化のための財政支援の拡充を求める意見書について を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。
次に、委員会提出議案第2号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。
これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。
これより委員会提出議案第2号 国庫補助

制度の拡充と創設を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。
次に、委員会提出議案第3号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
ただ今議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。
これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。
これより委員会提出議案第3号 持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書について を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
ただ今、意見書案3件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、そのように決しました。

日程第26 委員会の閉会中の継続調査の件
○議長（森下伸吾君）日程第26 委員会の閉会中の継続調査の件 を議題といたします。

総務経済委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をいたしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、委員長申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（森下伸吾君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（森下伸吾君）閉会にあたり、市長からの発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）12月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては、11月27日の開会以来、19日間にわたり、本会議並びに各常任委員会においてご提案させていただきました議案等に対しご審議を賜り、お礼を申し上げます。審議の過程でいただきましたご意見、ご指摘等につきましては、市民の皆さまの信頼に応えることができますよう調査研究を進めてまいります。

さて、本市では自治と協働をはぐくむ条例を施行し、住み慣れた地域で子どもから高齢者まで地域全体で支え合いながら安心安全な生活を送れるよう取組みを進めており、自分たちが理想とするまちを自分たちで考え、協力して地域活動を行う地域運営組織の設立をめざしているところです。

先を見据えながら、それぞれの地域の特性に応じたまちづくりが必要です。地元を愛している市民の皆さま自身が地域の課題を把握し、経験やスキルを生かして、活力のある地域づくりにつなげていきたいと思っています。

明日、支え合いの様々な活動に取り組む市民の皆さまにお集まりいただき、地域運営組織の設立に向けた交流会を開催します。それぞれが取り組んでいる活動を紹介し合ったり話し合ったりする中で、お互いにつながりができ、支え合いの輪が広がっていくことを大変期待しています。

次に、国土交通省へ継続して強く要望していただきました紀の川小田狭窄部の対策について、その重要性が認められ、詳細設計を実施するための国の補正予算がつかしました。また、越水による浸水が長らく懸念されていた橋本小学校、橋本中央中学校南側の堤防につきましては、1期目のかさ上げ工事が開始されており、樹木の伐採や河道掘削とともに、本市の防災・減災対策が進んでいくことを大いに期待いたします。

寒さも厳しさが増すこの時期、特に空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。消防本部では、火災を未然に防ぐため、消防団にもご協力いただき、20日から年末火災特別警戒を実施し、市内各所を巡回します。市民の大切な命と財産を守るため、昼夜を問わず活動されております消防団員の皆さまに対し、改めて敬意と感謝を申し上げる次第です。議員各位におかれましても、巡回される消防団

員の皆さまを見かけられましたら、激励と感謝の声をかけていただきたいと思います。

年の瀬を迎え、議員の皆さまにおかれましては、公私何かとお忙しい時期をお迎えになると思いますが、健康には十分留意され、輝かしい令和6年の新春をお迎えいただきますよう、心から祈念申し上げます。

来年も橋本市の発展と市民の幸せのためにご尽力賜りますよう切にお願い申し上げます

て、12月市議会定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（森下伸吾君）これにて令和5年12月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時42分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾
7 番 議 員 岡 弘 悟
12 番 議 員 小 林 弘